

Title	明治宮廷外交の沿革：明治二年の英国王子来朝を起点として
Sub Title	"Origins of Meiji royal dipromacy"
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.12 (1977. 12) ,p.43- 70
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	五十巻記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19771215-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治宮廷外交の沿革

——明治二年の英国王子来朝を起点として——

内 山 正 熊

目 次

- 一 問題の所在
- 二 英国王子来朝の背景
- 三 大歓迎陣の展開
- 四 国賓優遇の成果
- 五 宮廷外交の形成

一 問題の所在

宮廷外交は、すでに過去の遺物である。君主国が減少し、民主外交が高揚しつつある現在では、その存在自体が霞んでい
る。しかし、かつて明治に始まる宮廷を背景とした対外的営為は、日本外交史上、表面では計ることの出来ない重要さをも
つていたのである。それは、直接に国家外交に関係するところはないかに見えて、間接的に日本外交の主調低音としての効
果をもっているからである。その命脈は未だ保たれているといえよう。

その端緒となつたのが、明治二年の英国王子の来朝である。⁽¹⁾ 維新の戦乱未だあとをひき、外国人に対する暴行頻発して、物情騒然たるさなかに、ヴィクトリア女王の第二王子、デューク・オブ・エディンバラは、海軍々人として東洋巡航の途次、わが国に来朝した。当時、内乱鎮定に忙殺されていた明治新政府には外国貴賓を招くという余裕はなかつた筈である。それにも拘らず、この英国王子が国賓として迎えられ、朝野の大歓迎を受けたのである。鎖国から開国和親に国是は転換したとはいつても、外人を夷狄視する攘夷の気風は消え去らず、外人殺傷事件が未だあとをたたない動乱の明治初期に、この王子が訪日した背後には、いかなる事情があつたか、またその結果はいかなるものがあつたであらうか。

いうまでもなく、外国王族の来日は、わが国にとつて未曾有のことであり、それは、基礎不安定な明治政府にとつて、非常な「大事」⁽²⁾であつた。英国公使から該王子来航の通告を受けたとき、新政府はこれを正式の国賓として迎えるべきか、または清国のように微行として非公式に接遇すべきかの対応に苦しんだのみならず、さらに、正式に迎えることに決つてからの受け入れ体制に、当事者が極度に心を砕いたのは故なしとしない。

この事件については、かつて、岡義武教授によつて、「明治二年の日本と攘夷思想」と題して、この「エディンバラ公の来日」が問題にされたことがあつたが、⁽³⁾その後それは放置されて顧みられなかつた。この岡論文は、内外の外交文書、当事者の資料に基いた優れた研究であつて、それは、「維新後における尊攘運動の余炎」が熾る中に、明治「新政府が開国和親の方針を貫いて行く上でふみ出した新しい大きな一歩」として、この「エディンバラ公訪日問題」をとらえたもので、その視座からの問題解明は精密になされている。しかし、この論文が書かれた戦前（昭和十六年）には、その時代的制約から、関係史料は十分に公開されていなかつた。幸い、最近その関係文書に接することが出来たので、⁽⁴⁾それを通じて、英王子来日の具体化した過程に照明をあて、それがいかなる経過を辿つて実現し、いかなる結果を招いたかという側面に焦点を向けたわけである。

この当時、明治新政府は、内憂外患相次ぎ、外国軍隊が駐屯するという環境の下では、まともな外交を打ち出すことは出来ず、この不安動揺の中にあつて、日本外交は、暗中摸索のあがきをつづけていたのであつた。とりわけ当時は外庄がはげしく、その頃の明治政府には、パークス英国公使が絶大な威力をもつていたのであつて、その一顰一笑によつて政府当局は動かされていた。このパークスから、明治政府は、英国王子来航の連絡を受けたのである。

ここに、明治政府はそれを正式の国賓として礼遇することに決し、大歓迎を行うことにしたのは怪しむに足りない。それは、今日では想像も及ばない超大規模の歓迎であつた。この法外な巨費を投じて大歓迎を繰りひろげた裏には何があつたか。その結果得たものは何であつたか。それをめぐつての明治政府の対策と反応は、いかなるものであつたか。この英王子来朝に触発された朝廷の対応は、まさにドラスティックであつた。新政府の首脳は、そこで明治天皇の御意という錦の御旗をかかげたのである。飄箠ひょうたいから駒が出た傾きがあるにせよ、明治政府は、この衝撃を立派に受けとめて、前向きに生かしたのである。

ここにおいて、明治政府がパークスによつて振廻されたのは、まがいなことであつた。しかし、明治政府の側もまたこの英王子来朝を最大限に活用したことも看過出来ない。英王子款待に大犠牲を払つたとしても、それによつて英国の対日信用を勝ち取つたとしたならば、その巨大な出費も十分償われたらうべきである。それが、後年日英同盟につながる日英親善の捨て石となつたとするならば、その効果は何者にもかえがたい貴重なものであつたからである。いかえなるならば、宮中を舞台にした大歓迎を行つたことによつて大英帝国の好意を買つたということは、当時の日本外交としては望外の大成功であつた。朝廷が全力投球をした甲斐あつて、それは日本最初の宮廷外交の快打作となつたのである。それは、国際的に日本面目を一新するのに役立つたのみならず、他方において、英王子来朝歓迎を利して、内に朝廷の威信を高め、ひいては國家統一の実をあげるのに役立つたこと疑いない。

しかし、それだけに、西洋文物に未知無経験の明治新政府が、この英王子来朝に當つていかに苦心したかは想像に余りある。明治政府は、財政的にも窮乏していたのに、英国の希望通りの施設を完成し、あらん限りの款待を尽したのである。それがために払われた犠牲は莫大なものがあつた。天皇謁見過程の儀典上の準備もさることながら、それ以外の設営準備、いわば迎賓の表にあらわれるところよりも、それを実現するまでの裏の側面が大変であつた。それに関する資料を調べると、その規模、経費などの甚大さには驚くほかない。そこには表面にはあらわれない裏方の苦勞、意外の実状が如実に感じとられるのである。この明治初葉日本外交の舞台裏に光りをあてることを本稿の第一的とし、次に、この結果が後年の日本外交にいかなる影響をもたらしたかを顧みながら、わが国における宮廷外交の過去と現在について考察を試みることを第二の目的とする。

(1) 「明治二年七月二十五日、英国皇帝第二王子エチンバラ公アルフレッド来朝し、東京に至る、王子齡二十六、海軍大佐を以て同国軍艦ガヨテアの艦長たり、慶応三年、世界周遊の途に上れるなり、是より先四月十日、輔相三条実美、英国公使パークスに会するや、公使、実美に告ぐるに王子来朝の事を以てす、実美之れを奏す、乃ち勅を下して国賓の礼を以て王を遇せしめたまふ、仍りて浜殿延遠館を修補して其の旅館に充て、又新に領客使を置き、従二位伊達宗城、正四位大原重実を以て之れに補し、中井中島錫胤、外務大丞町田久成を其の随使とし、外務権小丞宮本小一郎を掌客として専ら其の接待に当らしめ、公使と協議して待遇に遺憾なきを期せしむ」。明治天皇紀第二一五八頁―一六〇頁。

なお、この英王子という称呼は、当時の文書には、英国王子、英皇子、英公子など種々あり、後にはエディンバラ公と称されることが多い。しかし本稿では、これが当時の文書で最も頻繁に使われていて、しかも簡明なのでこれを用いることにした。

(2) 六月一日附三条岩倉より外国官憲書簡には、「英国王子御接待条例」を出すにつき、「右ハ外国御交際以來初めて内外にとり衷に大事ニ存候」とある。岩倉公実記 中巻 七六八頁。

(3) 国家学会雑誌第五五巻第八号、これは岡義武教授の著作「黎明期の明治日本（一九六四年未來社）の中に収められている。

(4) 本稿執筆の基礎になつたのは、外務省外交史料館所蔵「外国貴賓訪問雜件―英国ジュックエトウインブルグ親王来朝之件」二巻である。

二 英国王子来朝の背景

この英王子来朝について、まず最初に口火を切つたのはパークスであつた。パークスさえ、この情報をわが国に伝えな

つたならば、また王子が本来海軍々人として寄港するという建前を尊重して、日本側からの国賓待遇を辞退して、微行の立場を貫く態度をとつたならば、このような事態を招来しなかつたことは明らかである。当時のわが国の実情からすれば、こちらから進んで国賓を迎えるなどというようなことはありえなかつたのである。それにも拘らず、それが実現したのは、成立後日浅く脆弱だつた新政府が、外圧、外からの要請に屈したからにほかならない。

したがつてまず第一に本件推進の主役として、パークス英公使に目を向けなければならぬ。幕末から維新にかけて、朝廷がパークスから受けた後援は非常に大きく、この明治政府の恩人パークスからの英王子来訪についての通報が、いかに痛く政府首脳を動かしたか想像に難くない。それは、決して喜ばしくない重大案件であつた筈である。この対策に苦悩した当局が、パークスから通告を受けてから最終的に正式回答を出すまでに二ヵ月もかかつたのは当然のことといえよう。

従来、この回答は六月七日附のものが大日本外交文書に出ている。それは、「以手紙啓上いたし候、然は貴国公子東洋諸洲を御歴覽の序、我國えも御貴臨御座候由、我、天皇陛下親感不斜、就ては諸般不行届の場合も可有之候得共、御滞在中、天皇陛下の離園浜殿に於て御接待可申積に付、御着船の上は、右の趣閣下より御建言有之度、此段可得御意如此御座候、以上」⁽¹⁾となつていて、寺島四位、伊達中納言の兩名からパークス公使宛のものである。しかし、この本文が出される前、すでに四月段階で、これと同趣旨の回答の草案が書かれている。この原草案には、「此文先日御達候処御議論も有之見合せ置候事」という附箋がついて居るが、当時の情況が生々しく出ているので対比してかかげることにする。

以手紙啓上いたし候 就は貴国尊(公)太子東洋の諸洲を御巡行の序 我日本国えも御貴臨御座候由承りおよび、邦土の景況頑(人)民の情態等を御親視御座候ては、未だ治化の治ねからざる処にて慚愧不少候えども右は我國之榮名をも相増し候儀にて

天皇陛下親感不斜、就ては諸般不行届の場合も可有之候ども御著船の上は則

天皇陛下の離園浜殿に於て御接待可申上旨勅命有之候、右取扱判事町田五位同試補宮本小一郎え命じ候間 兼て同人等より閣下に就て

御打合および置候儀も可有之、此段可得御意如此御座候 以上

四月

寺島四位

東久世中将

伊達中納言

英國公使

ハルリーパークス

閣下

〔傍点は筆者（ ）は後に訂正された文字〕

ここに注目されるのは、当時は世界第一の強国たる大英帝国の王族を迎えることに對して当惑の感をもちながら、しかもこの英王子を迎えることを天皇が喜ばれ、離宮で御接待するようにとの勅命があつたということ、またそれはわが国の榮譽をあげる点になる点である。要するに、この件について、いかに接遇するかもめた後に、結局天皇の敕諭、勅命があつたということで歓迎款待するという結論が出たのである。しかしながら、英國公使の通報をいかに受けとめるかは、明治政府にかかつていた。わが国も清国のように、それを公式訪問と認めず消極的に取扱うことも出来たのである。すでに清国政府は、この王子に對して何ら特別の礼遇を与えることを拒絶していた。それは中華思想に基いて、この英王子の清国訪問を一人の資格でしか認めなかつたのである。⁽²⁾パークスとしては、彼の駐劄している日本の政府が、清国政府とちがつて、この英王子訪問申入れに對していかなる態度をもつて臨むかを、日本の開国和親方針検証のパロメーターとして見ていたにちがいない。しかしその接待について清国のように私人の取扱いにされたとしても、当時の尊王攘夷の国風から見て当然だとしたであろうし、元々公式の招待を期待していたわけではなかつたからである。ただ、日本が公式のものとして

受け入れる場合、英王子を御門みかどが対等者としての賓客待遇を要望したことだけはたしかである。⁽³⁾

このパークスの通牒に対して、明治政府は積極的に歓迎する旨の意思を表明したのであるが、しかし、この結論が出るまでは、いかに英王子を接遇するかについて、進歩派と硬派とに分れて激しい対立があつた。前者が他国王朝の慣例に従つて迎えるべきとするのに対して、後者は天孫から降臨した皇族と外国の王族とを同列におくことは帝威を損ずるとしたのである。⁽⁴⁾この件については、「実に我国未曾有の事」であつた新政府は屢々「朝議を開」⁽⁵⁾いたのであるが、結局、この明治天皇の「叡感」が英王子を国賓として招くことの決定がなされた一要因であることが出来る。具体的には、浜御殿を宿泊所に提供するようという「勅命」があつたので、これを受けた当事者は、英国公使館と打ち合せに入り、英王子接伴のための歓迎準備を開始するのである。当時の尊攘の空気からみれば、このようにして外賓を迎えることには、非常な抵抗があつたにちがいないが、それはこの天皇の「叡感」で押し切られたのである。いわば、その錦の御旗が英王子国賓待遇の決定をもたらしたのである。

しかし、この点を強調して、明治の進取開明姿勢は、恰かも一八世紀初頭のロシアのピーター大帝のそれであるかの如く評価されるであろうか。明治二年では、未だ齡十七の明治天皇として、重要決定を自らなし得るまでに指導性を發揮されるには至らず、むしろ、朝廷側近の影響力が大きかつたと見るべきであろう。そこには、明治新政府の中枢たる三条実美、岩倉具視などの存在が大きく浮び上つて来るのである。この太政官の方針が英王子の国賓接遇決定に与つて力あつたと見てよいであろう。

明治初葉には内政と外交とは、機構的に未分離であり、外交のことは朝廷すべてが当るのをつねとしたのである。それは、文字通り朝廷による外交であつた。それを直ちに西洋流の宮廷外交であるということが出来ないとしても、外務省の前身たる外国事務局（慶応四年二月三日）の顔ぶれが、宮中、公卿を中心とするものであつたことはたしかである。現に維新直

後、外交第一線に出たのは、幕府に代つて政權をとつた朝廷の公卿であつた。王政復古の国書を列国公使に通達したのは、勅使東久世通禧であつたし、明治元年の外国事務総督は、議定仁和寺宮二品嘉彰親王、次いで山階宮、有栖川宮であり、副総裁は、議定三条実美、岩倉具視であり、初代の外務大臣たる外務卿は、清原朝臣宣嘉(沢)であつた。ここに、英王子接遇に関連して特に注目すべき役割を演じた人物は、新官制による外国官知事伊達宗城である。伊達宗城は伊予宇和島藩主であつたが、議定に任命され、従二位に叙せられ、権中納言に任ぜられたのである。当時この伊達外国官知事がパークスと接触して居り、英王子来航の通報をパークスから受けたのである。この報を受けた朝廷がいかに対処すべきか、朝廷あげて鳩首討議したのであるが、ただ最大の関心事がパークスの反応であり、少くとも、彼の感情を害さないようにすることに苦心を払つたことだけは疑いない。この当時とりわけ、パークスは、明治政府に対して強硬傲岸な高姿勢をとつていた。それは前年彼が列国に先んじて信任状を明治天皇に捧呈して、英国が明治政府を承認したことで明治政府に対する貸しをもつていと自他共に認めていたからであるが、更にこの話の出た頃には、箱館における幕軍との戦闘で英国が中立の立場をとつたことが箱館陥落をたすけたということも、彼の念頭にあつたにちがいない。しかも、そのパークスが再三襲撃を受けて危険にさらされたことを憤慨して、外国官に強硬な抗議を提出していたのである。このパークスの矢面に立つていたので伊達宗城であつて、彼は外国官の辞表を出すまで、パークスには手を焼いていたのである。⁽⁸⁾

このような事態であれば、本件についてもパークスの意を迎えるのが大事であるという意見が朝廷の大勢を占め、それが明治天皇の「叡感」となつてあらわれたと見て失当ではないであろう。ただ日本側がパークスの通報を拡大解釈して、英王子歓迎款待の回答をもち出したとしても、パークスの方は必ずしもこれを強要したとは考えられない。それは、パークス自身の遭難があつただけでなく、三月末にはデュ・ブスケの遭難事件があつたばかりであるから、日本の治安について不安を感じていたにちがいないからである。英王子の場合も、たとえ来日しても横浜港に停泊するか英国公使館に滞在される方が

安全と考へたかも知れず、むしろ王子が江戸に招かれぬ方がよいというのが本心であつたかも知れない。パークスは、日本の回答が積極的な歓迎であることを強く期待してゐたとは思われぬのであつて、日本側にも、山手英国公使館で相済ませることがよいという意見もあつたのである。然るに、天皇が東京湾に面した浜御殿を迎賓館として提供される御意を表明された結果、パークスは、日本政府の側から出された線に乗つて行動したということが出来る。ここで、パークスは、巧妙に日本からの話しを受け、明治政府に下駄を預けた上で、英王子来日の段どりを進めたわけである。いわば、明治政府に全責任を負わせて、英国自らの犠牲は払ふことなく、英王子歓迎の行事をパークスは期待したのである。しかも、日本側が莫大な費用をかけて国賓を迎える過程で、英国は香港、上海からの輸出という形で莫大な利益をあげたのである。ここに、老獪な英国外交の片鱗が見られるであらう。

(1) 大日本外交文書第二巻 第二冊 二九一三〇頁、岡前掲書一〇一―一〇二頁。

(2) F. V. Dickens and S. Lane-Poole, *The Life of Sir Harry Parks* Vol. II. 1894. p. 122.

(3) 外務省の百年 上(昭和四四年)八二頁、パークスは、東洋巡航のついでに立寄るので王子が皇族として公然来朝するのではなく、航海術修業のためであるから、公式の接待に与らなくても苦しくないという挨拶であつた。ただパークスが期待したのは、その款待が自発的なものであつて、日本に何ら特別の接待を要求しないように十分注意をしておいたのである。The Life of Sir Harry Parks vol. II. p. 119, 121.

(4) ブラック著 ヤングジャパン 東洋文庫版邦訳 九八頁。

(5) 大久保利通伝中巻(明治四三年同文館発行)七〇九、七一一頁。

(6) 渡辺幾治郎著 明治史講話 昭和十一年 二六、二七頁。

(7) 外務省百年史編纂委員会編 外務省の百年 上 一八、四四頁。

(8) この外国官知事伊達宗城は明治二年四月一七日、三条輔相の下に辞表を提出した。その理由は持病再発があつたが、その辞意が固かつたのは、英公使パークスの強硬頑迷にあつたのである。三月中旬、品川における英國人(パークス)に対する馬車下車要求事件、横浜における仏公使館デュ・ブスケの負傷事件などがあつて、パークスは激怒して日本政府に抗議したのであるが、この事件で心痛した宗城は辞表を出したのである。岩倉宛の書状によれば、「英公使パークス：四月初旬迄、応接度毎に怒罵愚弄之甚敷如何に鉄面皮無識之宗城にても難堪忍、乍然朝日絶交之儘にて辞表仕候而は不堪恐悚候故馬車一条落着迄はと勉強仕候、乍然反省すれば不肖驕劣不堪任不当器老耗之身に於て奉命仕居候故公私之汚辱を受に無相違、云々(前掲岡論文所収の國家学会雜誌五五卷第八号二九頁)とあるので、何といつてもパークスに耐を兼ねての辞職といわれよう。結局この件は横浜運上所角と本町通角の二カ所

に外国軍隊を駐屯させるということで落着いたのである。

(9) 外務類纂第一号、第一門礼典之部 六号之三。

三 大歓迎陣の展開

英王子を日本側が大歓迎するに至つたのは、何よりもまず、明治天皇の御意という錦の御旗があつたからであるが、それと共に、わが国特有の対外誇示感情もあつたと思われる。この歓迎行事で「恥辱を海外に流さな⁽¹⁾」いようにという意識、それにこれを機会に「我國の栄名をも相増」そうという意図があつたことは否めない。それは宰相自ら指令を発するという有様であつたのである。「英国王子御接待条例」を出すに当つては、「右は外国交際以来初めての儀内外にとり実に大事と存候」と外国官宛に事細く指示している。

ここに、わが国空前の大歓迎の準備が開始されるのである。そのため急拠、対策本部が設けられるのであるが、事実上の外相の任にあつた伊達宗城は、外国知事を免ぜられて、英王子接伴専任ともいふべき接客官員に起用されるのである。すなわち、領客使、伊達従二位、大原正四位以下、随使、掌客などの陣容がきめられ、その具体的な準備作業は、外国官(外務省)が中心にすめられるのであるが、それは次々と文武の諸官省に波及して行くのである。それは、神祇官をはじめ、民部、大蔵、兵部、刑部、宮内など各省から、弾正台(警視庁)、運上所(税関)などまで指令がなされ、東京府、神奈川県など地方官庁には特に影響が強く及んだのである。五月四日には学校判事にまで、日本の文明開化の状態を示す一助として、昌平、開成学校に書籍、器械を整備するよう指令が及んでいる。

しかし、何よりもまず緊要であつたのは、設営準備であつた。英王子東京滞在中の居館にあてられた浜殿離宮の修築造飾には、文字通り金に糸目をつけず贅美をつくして手が加えられたのである。幕府の建てた石室と称せられた洋風建築は、その名も「延遠館」と改められ、金総張付絵画には一万二千両かける有様であつた。ただ単に改造だけでなく、家具備品には

法外な費用がかけられたのである。⁽²⁾ しかも、それは英国公使館の指導下に行われたのであつて、その豪華盛大な款待が行われた背後には、英国公使館が、この英王子来日を機会に、政治的意図とは別に、経済的にも糸をひいていたという事実を看過できないのである。ミットフォード書記官は接伴担当官として、延滞館に泊りがけで指示に当り、香港、上海から洋風家具器械類を逃している。しかしその買付け代金を正金で請求して来ていることは、財政難の新政府にとつては頗る辛いことであつた。会計官は、外国官の請求に対し再三「正金の儀は実は残金少々に付容易に御渡方難相成」と返事しているが、英国公使館からの請求があつたとなれば、無理をしても支払わなければならなかつたからである。外国官（外務省）は会計官（大蔵省）に度々現金支出を要求するが、会計官の方は、五月の段階ですでに残り少い苦衷を訴えているのである。記録上これを示す最初の文書をあげれば次の如くである。

英国公子来朝に付 浜殿石室御造営其外度々御入用意正金千両、金千両札五千両先月十日受候処 夫々渡方出来最早残り少々 猶又金五千両御渡方相成度 明五日右請取のもの差出しに間御渡方御手順有之度存候 此段御掛合候也

五月四日

外国官

会計官御中

六月に入り、いよいよミットフォードが逃えた家具類が到着するのであるが、その数量は膨大なものであつた。六月一日マタラス号からの揚荷だけでも、家具三五箱、酒類三二箱をはじめ合計一六一箱、チャイナ号積のが家具九十包に上つている。さらに注目すべきはその金額である。この香港から取寄せた輸入代金は、洋銀二万弗、正金で凡そ一万八千三百六十両であるが、この支払方について、明治政府が苦勞している。⁽³⁾ 「英公子御接待ニ付」という会計官宛外国官の請求は相次ぐのであるが、ここに注意をひくのは、この代金支払請求を英国公使が申入れていることである。⁽⁴⁾ 六月段階でもそうである

が、それは英王子来着の近づいた七月二日にも、神奈川県判事は、外国官に対して、「英国王子御接待ニ付(中略)合洋銀貳万貳百五拾八弗拾六セント相成候間渡方相成様、英国公使申留候ニ付(中略)六月十八日申出通り洋銀壹万九千三百五弗貳拾六セント買上内、壹万貳千八百貳拾四弗三拾貳セント十一番、バンクへ相渡」(傍点筆者)云々と報告していることから明らかである。

英王子の来朝が迫るにつれ、外国官側の準備金も残り少くなり、六月二八日には再び金五千兩を会計官に請求しているが、愈々来着の七月になると、金札三千兩、正金三百兩、洋銀千弗分が神奈川県で食料其他買入れのために引出され、さらに、八月になつて外務省(八月一五日外国官が廃され外務省となる)は、大蔵省に御用金残少に付猶三千兩を請求している。外務省は、神奈川県に七月二日香港より買上物不足分として、九百五拾貳弗九拾セント分、七月初旬相場計算で九百五兩金を三井為替手形で支払うのである。外務省は、明治二年英王子渡来の費用として、三万貳千七百拾三兩百拾九文九ト洋銀貳百貳拾弗という記録を残しているが、九月四日には、神奈川県で外国人に支払う「正金壹万九千貳百四拾五兩壹分、一千九拾貳弗」外国人立替分、英人より申越あり、至急支払方請求されている。⁵⁾これらの輸入については、ミットフォード談え分家具はすべて無税という達しが神奈川県裁判所へ行つてゐるから、英国商人は、この機会に非常な利益をあげたわけである。のみならず、一旦来着後の英王子の滞在費用は一切日本持ちであつたのである。⁶⁾いよいよ来朝後の「英王子接待日課」は、左の如くであつた。

七月二二日 ガラティア号 横浜着

二三日 領客使伊達二位

二四日 神祇官韓神祭執行

二五日 延遠館著

二六日 右にて槍劍試合

二七日 芝増上寺見物 手品芸

二八日 参朝 夕放鷹

二九日 赤坂紀州藩邸にて能狂言

八月一日 相撲、花火

八月二日 打毬、軽業、漁獵、夜席画

三日 横浜帰港

十一日 横浜出帆

十三日 神戸来着

十四日 大坂

十九日 長崎

二二日 支那チーフー向出帆

その日本滞在一月であつたが、わが国各地で祝砲二一発を以て迎えられ、正式訪問の礼は十二分に尽されたのである。横浜到着以後は江戸までの沿道は、天皇差廻しの馬車に乗る英王子に対して、御門に対すると同じような尊敬様式で歓迎したが、これを見たパークスは、かつてのように夷狄視されない友好的な空気に驚嘆して、往時を思い較べ感慨に打たれたのであつた。辻々の警備には、薩長藩兵が当り、延遊館の警備には、阿州(徳島)藩兵、田安藩兵が動員されている。

着京後は、「接客條件」に従い神祇官による韓神祭、穢事などが行われた後、参内の運びとなるのであるが、そこで注目すべきことは、謁見形式もさることながら、その際の勅語の内容である。謁見に際して英王子に賜つた勅語において、明治

天皇によつて、「過般の擾乱時期に際して、政府が、ハリー・パークス卿の助言勧告から何ものにも勝る援助を受けたこと」ならばに「かくも重要な機会を借りてこの恩義を深謝 (this debt of gratitude) し、その感謝の言葉が女王陛下に伝えられることを欣ぶ」旨述べられ、特にこのメッセージを「女王陛下に伝達されることを願⁷⁾われているのである。この御上意振には「公使パークス両国交際の為格別勤勞有之、常に満足」の旨が述べられている。

以後、連日最高最大級の大款待がくりひろげられる。その豪華盛大な行事は、一週間にわたつて連日つづけられた各種遊技饗宴の豪華版である。槍剣術試合には、劍術二〇人、槍術一〇人、打毬には二四人(金二七〇兩)、相撲(一八二兩二分)、音楽合奏(三〇兩)、猿楽狂言(二三〇兩二分)、芸七通(三六兩)、花火(六二兩二分)、鷹狩漁獵(二兩三分)などの余興が行われ、饗宴には、七月二十九日の御料理代金五百五兩が支払われたほどであつた。その舞台となつた浜御殿の総金張付画は狩野勝川法眼の手に成り、「此入費一万二千兩」といわれ、それは昌平学校(大学本校)の明治二年歳費九千六百兩を上廻る豪華なものであつた。「王子への御進贈品」は、蒔絵見台、十種香箱手籠筒、各一、画帖十、古銅置物台漆一、金魚鉢二、植木二十七鉢、金装短刀一であつた他、王子随従士官八名には、太刀一振ずつが贈られ、ミットフォードへは、「梨子地蒔絵五ツ組重箱」一が、香港にて道具買入に当つた英人に漆器一が贈られたのである。天皇に対する贈品がダイヤモンド入り煙草入れ一個に對して、こちらからは、関係者百数人に對して多数の土産品が贈られている。⁸⁾

このほか間接的な出費は頗る多大であつたのはいうまでもない。例えば、接伴員には、六等官以下には五兩ずつの直垂素袍代が支給されたりしているが、護衛に當つた警備兵数百人の人件費をはじめ、儀典用の経費も多くあつた。外国貴賓を迎えるに當つて新たに皇族旗などを新造新調したこと、乗馬は名馬二十四匹を調達したことのほか、東京府、神奈川県をはじめとして、地方官庁には、交通機關、道路整備などの負担が多くかかつて居り、また各地の旅館改造などこの外国貴賓のため各処遊興觀光のため、非常な犠牲が払われたのである。その一例として、和歌山邸一覽と上野芝静岡家屋一覽について、静岡

藩に六拾両、和歌山藩に二拾両が「御下金」になつてゐる。しかし、その内訳を見ると、上野だけで草掃除に五四〇人、増上寺で一〇二人、合計金六貫四拾四匁かかつて居るのに拘らず、静岡藩は半数三十両だけにされ、和歌山藩は「入費些少之由にて不申出何に付」僅か二十両だけが渡されてゐるが、それは手品余興代にも及ばない少額であり、結局その費用の点でも旧藩が泣かされてゐるわけである。

ここで考えられることは、英王子来朝ということを理由に、明治新政府は旧幕府側に大きな負担を課し、いわば御用金をとりたてる形で旧幕府の力を弱めようとしたのではないかということである。いいかえるならば、朝廷すなわち新政府は、これを機会に対外的信用を高めると共に、対内的にも旧幕勢力を抑え、対内威信を高めることに努めたのである。錦の御旗の下に、強引な接収を試みて浜御殿周辺一万坪を東京府から召上げたことなどは、その一例といえよう。いわば、明治新政府は、この英王子来日を大義名分にして、旧勢力から収奪し、新政権の財政的寄与に役立たせたのである。他方、この行事関係者はその労を多とされて褒賞を受けるのである。八月九日には、明治天皇が浜御殿に行幸の上小宴が催され、八月二八日には、大臣、納言、参議は、宮中に召されて、慰勞の勅語を賜わり、多大の金匁が下賜されてゐる。

(1) 五月三日の外国官上請は次の如くである。

「今般英國皇帝公子從 朝廷御待遇に付ては、浜殿石室造飾いたし度 就ては相當の礼節を尽し、恥辱を海外に流さざる様 厚く取扱無之候ては却て今後連礼を生じ將來の御大事に候條 此節於當官左の御用掛申付日数三十日の間に落成いたし候様致度候事

判事 町田五位
試補 宮本小一郎

(2) 香港、上海から入用品を買上げた代金だけで、正金一万九千二百四十五兩卷分になつてゐる。當時の財政事情は、明治政府の財政は困難であつて歳入は歳入を遙かに上廻り、征討費を補うため二、三九六万兩の太政官札を發行するといふ状態であつた。(明治財政史第三卷一七〇頁) 明治二年の政府支出で「外國人接待費」として計上されてゐるのは、四〇〇、三六七兩であるが、このほか有形無形の出費は非常なものであつた。

(3) 政府は三井為替手形で払うが、これは六月十八日附三井寛「壹万八千三百四拾兩也但六月十六日相場洋銀壹万九千三百五弗二拾六セント」とあるのに符合する。

(4) 六月十二日神奈川県より外国官宛の書面はこれを示してゐる。

香港より御取寄相成候品代 西洋七月廿二日来る六月十四日迄 一万式千ドル、ワリエンタルバンクえ払込方の儀、英公使申立候趣も有之候に付 寺島に云々と御申越候趣承知致し候として右のバンクえ従来多分の借財有之と内話いたし候として行届不申是非とも入金不致候半而共、彼より操持払置申候に候、さりとて当県御用金の儀も有金少にて操り替候義相叶差支候間、いつれとも会計官より御問合せ第七月廿二日迄間に合せ候御返し越し相成候様いたし度存候、此段御答えかたがた御掛合および候也。(傍点筆者)

これに応じて六月二三日、外務省は大蔵省に次の要請をするのである。

会計官判事御中 外国官判事

過刻及御懸合候香港より取寄せも代価洋銀壹万五千弗御渡し相成度候様申進候趣、猶又品数相増候に付、代価五千弗相当相増候趣、英書記官ミットホルトより申来候に付、都合洋銀二万弗則我正金凡一万八千三百四十兩に相当候間、右正金にて御渡し相成候様いたし度明朝受取のもの差出候間御承(以下略) という文書があるが、英國公使、書記官とも支払を請求しているのである。

(5) この件について、一八六九年十月十五日自 英國全權パークス至寺島大輔「大意英王字渡来ノ節雜用前払セシ金高ヲ返シ戻度旨」という文書が残っている。それは立替金を英國政府とは別勘定にして支払うよう申入れたものである。「閣下より御願に依て王字殿下東京へ来客の砌、馬車並馬など政府より御註文に付香港上海より相求候雜費拙者より立替置申……右の事件我國政府の勘定と混乱いたし候ては不都合に候間ワリエンタルバンクえは拙者支払分として御返却」云々とある。これに対して、その「二千九拾式弗外國人立替金」を至急支払うため、外務省は大蔵省宛請求している。これをパークス個人が立替えたものであるから英國公使館とは、別に支払うようにいつていることは、英王字招請がパークスの購立てであることを示している。

(6) 六月二五日決定の接件條例は、第一の到着に際する祝砲、儀仗兵配列にはじまり、旅館、警備、皇居における謁見次第、滞在中の遊覧など詳細にわたるものであるが、第十六には、「滞在中入費は官より可被差下一旦陪從(御國産物御贈与可有之事)」とあり、費用は一切こちら持ちの招待であることが明示されている。この反面、その款待費用の捻出、設備準備のために払われる甚大な犠牲が対内的に強制されたことを看過すべきでない。

(7) この原文は前掲Life of Sir Harry Parkes vol. I. p. 146にあるが、それは日本外交文書にも載せられている。

(8) この進贈品の値段は今日の金額に換算すれば、明治元年の米価は、石当り五円九八錢、明治二年は急騰して九円二錢であるが、それは昭和五二年度四六、〇八〇円であるから、約四七七六倍である。大工賃金物価指数などから、今日では五千倍から一万倍として計算されよう。この推定については、小平敦氏(三井信託)からの御示教に与つた。なお王子への御進贈品の内訳は左の如くである。

- 一、蒔絵見台 金貳百六拾八兩七分
- 一、同 十種香箱 金三百五拾三兩貳分
- 一、同 手鏡箱 金百八拾六兩七分
- 一、兩帖 金千五百拾貳兩三分
- 一、古銅燈物一 金九百兩
- 台座 金百貳拾貳兩
- 金貳拾三兩

一、金魚鉢 二

一、植木 二十七鉢

金式千百九四兩

右の金額が判明分だけでも五千五百兩余であり、更に軍艦の士官などに刀一振ずつを贈っているので、合計六千五百七兩式分余に上つてゐる。

四 国賓優遇の成果

英王子エディンバラの滞在は、僅か一ヵ月であつた。その間の款待は、英国側の予想を遙かに越えた大がかりの、申分のないものであつた。それは、英本国にまで聞えて、ヴィクトリア女王、クラレンドン外相からの謝詞が送られて来たのにも見られようし、かのむずかしいパークス公使から絶讃を受けたことからも知られよう。その歓迎度が超級（超級）であつたために、それが訪日外賓の数を激増する原因にもなつたのである。明治年間、ヨーロッパ王室から王侯貴族来朝の件数は、六三件に及んでいるが、これは、明治二年の英王子に対するわが国優遇が国際的評判となつたからといえよう。

事実、明治政府が朝野をあげて大歓迎を行つたことの卓効は、直ちにあらわれたのである。開国和親の旗印を鮮明にした明治政府の真意は実証され、当時の日本外交指南役パークスを満足させた。しかも、英国の好反応は、予想以上のものがあつたからである。英国側の謝状は六通に及んでいるが、十二月に入り、英本国のクラレンドン外相より左記の書状が到着してゐる。

Foreign Office

December 2, 1869

Sir,

I am commanded by the Queen to convey to The Mikado Her Majesty's thanks for the reception given to the Duke of Edinburgh on his recent visit to Japan, the full particulars of which Her Majesty has learnt with sincere pleasure.

The Queen earnestly desires that a cordial understanding should exist between Japan and Great Britain, and trust that it will be promoted by the visit of the Duke of Edinburgh and the gracious manner in which he has been received by The Mikado.

In instructing you to give a copy of this dispatch to the Minister for Foreign Affairs, I have to request that you will, at the same time, express to him the satisfaction of Her Majesty's Government at the information which they have received on this subject.

I am, with great trust and regard,

Sir,

Your Most Obedient,

Humble Servant

(Sign) Clarendon

右は左の如く訳されている。

先日ジュークヲフイジンボルク日本に渡來の節接待方に付 英國女王殿下の謝詞を御門陛下に述るべきを女王殿下 余に命したり 女王殿下右接待方の次第を委細聞き喜悅に堪す日本と大不列顛兩國の間に親睦の交際あらんことを 女王殿下懇望し 且ジューク、ヲフイジンボルク日本に渡來し 御門にて仁恵の接待ありしに因り交際弥厚からんことを信す (以下略)

パークスからの謝状もまた深甚の謝意にみちたものであつた。

以手紙啓上イタシ候 然ハ我國王子殿下兵庫大阪長崎右三港へ参り候節其各港ノ御役人懇親恭敬を尽シ候段 同所コンシユルより申遣し候を以て 天皇陛下 於東京王子殿下を待候親切の御取扱 諸国に至る迄も右同様ト此取扱被上候儀との御心衷奉推察候 依て諸国の御役人御周旋の段 陛下に謝詞可致 且右諸国御役人の周旋方 兩國永久懇篤の基礎叙慮にも相叶可申と存候間 何卒右の段天皇陛下へ可然御奏聞願入候 右の趣可得御意如此御座候以上

大貌利太泥亞特派

全權公使

サアハルリーパークス

明治二年九月十一日

外務卿

沢從三位清原宣嘉閣下

〔傍点、イタリック筆者〕

日英親善關係促進の第一目的はまさに達成されたというべきである。

さて明治二年の英王子訪日が日英友好關係を促進した効果は、文句ないところであろうが、それ以外の得失は、明治新政府にとつて何であつたか。

その第一の利点は、発足したばかりの明治政府は幕府に代つて國際的に認められることが何よりも大切であつたとき、その地位の向上、ないしは國際信用の増大ということに、この英王子訪日は与つて力あつたことにある。従来尊王攘夷で開國に反対して来た朝廷が、明治維新を境にして、開國和親の方向轉換をはかつたけれども、その実績は未だしであつた。しかし、この機会に、日本が清國とちがつて、鎖國的自國至上主義をすてて積極的な文明開化主義をとつていることを世界に公表したのである。それが、英國から非常な感謝を受けて、信用を増大した意義は大きい。英王子款待の大出費と犠牲は、この國際信用を著しく高めたことによつて、十分酬いられたというべきである。日本の脱亜入歐を促進する契機としても、この英王子來朝は大きな意味をもつてゐる。従來雲の上にあつた天皇が、西洋の王族と親しく交つて対等の礼を尽されるということは、まさに旧來の陋習を打ち破つて、夷狄と交るのに反対してゐた國粹主義に痛棒を与えたのである。日本の皇室は、西歐への窓を開き、ここに宮廷外交の第一歩をふみ出すことになつたのである。

それはまた、當時の日本外交全体の構図の中で、従來無視されてゐた英王子款待の占める位置を浮上させるであらう。英王子來朝という歓迎行事は、英國への傾斜をつよめたからである。従來、パークスの態度は、余りにも強引高圧的であつ

て、わが外交当局者の反感を買うことが少くなかつた。それは恐英主義を生んでも、親英主義までは行かなかつたのに、この英王子来朝は、わが国に親英主義の砌くまびを打ち込んだ。英王子を艦長とする英海軍の威容をまのあたりにして醸し出された親英の空気は、明治天皇はじめ新政府の要人に滲透したのである。当時の英国は、七つの海を支配した世界帝国である。この英国にとり入ることは、有利であつても、簡単に出来ることではないのに、この英国と近づき結ぶ絆をこの英王子来朝を機にとらえたとするれば、英王子款待の意義少しとしない。明治政府の中樞がパークスの圧力にたえ兼ねながらも、これを機に一層英国敬愛の念を深め、日本海軍は英国海軍に範をとりこれに学ぶことになつたのである。⁽²⁾大歓迎の投資で日英親善を購ない、大英帝国の傘に入つて、ロシアに備える伏線にしたところである。朝廷の威信をあげ旧勢力を抑えてとどめを刺すのにさらには、この英王子来朝の対内的意義も看過できないところである。朝廷の威信をあげ旧勢力を抑えてとどめを刺すのにそれは利用され、英王子来朝につきという名目で諸幕府側に出血奉仕をさせた点も見逃せない。それは恰も版籍奉還と時を同じくしているのである。かの浜殿利用ということもその一部は幕府の財産接収であり、内戦の戦果、いいかえれば旧勢力からの収奪が行われた結果ともいえる。内を以て外を制し、外を以て内を制するという巧妙な戦略を明治政府はとつたのであるが、この英王子の来日問題は、その恰好な手段に供せられたわけである。

いうまでもなく明治二年四月から七月にかけて、明治政府は国内鎮定にも力を抜かず、内外の問題が山積していたのであるが、このとき外国の王子を大款待した裏には、年若い明治天皇を擁して、天皇の權威をいかに高めるかという、天皇制確立の問題もあつた。旧憲法には外交大権が存在したが、天皇親政が最も鮮明に反映するのは、このような外国交際においてである。天皇が英王子を迎えるためという大義名分で豪華な宮中行事を催し、未だ名実共に備わるに至らなかつた宮中の威信を実質的に高めることになつたわけである。それはまた、この英王子歓迎に成功を収めたことの論功行賞が天皇自らの手で行われ、それが新政府の要人重臣を天皇にひきつける一助となつたことは否定出来ない。⁽³⁾この件が終つてから、上は参議か

ら下は外務下僚に至るまで褒賞が行われているのであるが、たしかに初めての外賓接遇が苦勞多かつたにせよ、財政難の折柄かかる措置がとられたことの意味は大きい。それは皇室の殊遇を切実にさせる契機となつたのである。

(1) その内訳は、英独仏露墺伊、瑞典、デンマークなど八カ国、アジアでは清、韓、インド、シヤム、トルコ五カ国である。最も多いのはドイツの二二回である。

(2) 明治新海軍の英國式採用はすでに安政五年七月英國女皇から軍艦蠅竜の寄贈を受け、この英國の好意と英國海軍の声望とは、幕府海軍の和蘭式を英國式に代える契機になつたが、新海軍の海外派遣生の嚆矢は明治三年の英國軍艦乗組みであつた。(松下芳男著 明治軍制史論 一三七頁) 明治政府は英國海軍の制を採用し海軍兵学寮は明治六年ドウグラス以下三十四名の英國海軍教師によつて英國流教育を施されることになつたのである。(齊藤史伝第一巻 一四九頁)

(3) 八月二八日御前會議あり、畢りて後、右大臣三条実美、大納言岩倉具視、同徳大寺実則、同鍋島直正、參議大久保利通、同広沢真臣等を常御殿に召して、英國王子接伴の勞を慰するの勅語あり、酒饌並びに天酌を賜ひ且親ら金五拾両、印籠一個、羽二重一匹を賜ふ、利通、日乘に記して曰く、「卑賤の身を以て天顔に咫尺し、繪言を厚うし又恩賞あり、光榮何物か之れあらん」(以下略)(明治天皇紀第二 一八二頁)とある。

五 宮廷外交の形成

この英王子來朝は、搖籃期の日本外交に活を与え、文字通り外国交際を中心とする儀典外交が脚光を浴びて登場することになるのである。その後程なく九月二二日の天長節には、外国公使、書記官などが延遠館に招かれ、その祝宴でパークスは、外交団を代表して祝詞を上奏するのであるが、これは佳節に外交官を祝宴に招く嚆矢であつた。それ以来、宮中を舞台とする外国交際が急速に繁くなるが、それは、単に外国貴賓を迎えるだけでなく、わが皇室の側から外国訪問が促進された結果、ここに外国王室との交流が行われるに至るのである。明治政府が多くの留学生を欧米先進國に送つたように皇室からも送られるようになるが、皇室の場合には、外国王室への慶弔儀礼訪問がつけ加わり、ここに宮廷外交は明治時代に定着するのである。

しかしながら、この宮廷外交は外務省の儀典外交と表裏していながら、しかしこの外国貴賓の応接は、外務省の本務ではないことも明らかである。明治初期には、この英王子の來朝に次いで、ロシア皇太子の來朝があり、創立当初の外務省は、

この迎賓事務に忙殺されることが少くなかった。外務省としては、この方面の仕事に負担を感じて、それを宮内省に移譲する意向を抱くようになったのは当然であろう。その動きは、明治十二年頃から強くなり、その結果、宮内省担当の儀典外交が生れるに至るのである。⁽¹⁾

明治十年代から次第に、外国貴賓接遇に関する儀典外交は、外務省から宮内省の守備範囲へと移されて行くのであるが、ここに注目されなければならないのは、明治天皇親らによる外国人接遇問題である。明治天皇が明治十二年アメリカ前大統領グラントを延遠館で謁見され、国事について会談されたことはよく知られているところであるが、このほか夥しい外国人を謁見されていることには一驚せざるをえない。明治天皇は、ただ外国王族をよく招かれ謁見されただけでなく、実に多種多様な外国人を謁見されているのである。その謁見された外国人の数は、ほぼ九百人に及んでいるのである。⁽²⁾

宮廷外交といわれるとき、それはヨーロッパ流の王朝王国間の交際、華やかな社交外交が連想されるのであるが、明治天皇の場合には、外国の王侯貴族の謁見数を遙かに上廻つて、驚くほど多くの一般外国人に謁見を許されているのである。恐らくこれほど精力的に、多くの外国人に謁見された君主は、世界的にも類例が少いのではなからうか。日本の場合、宮中参内、天皇の謁見といふことの外国人に対する影響は、考慮に入れてもよいところであろう。ただに謁見といふことだけではなく、当時の明治官廷は、外国人に対して惜しみなく貴重な勲賞を授けたことも看過出来ないところである。⁽³⁾この宮廷で優遇された外国人の多かつたこともまた意義なしとしないであろう。

その謁見対象を見ると、外交官の数が二四八名と多いのは当然のことであるが、その数において、これを凌駕しているのは軍人で、それは二七〇名に上つていのである。勿論公使館付武官の数が圧倒的ではあるが、日本を訪れる各国海軍の司令官、艦長などの多数が謁見して、その中には、中、少尉まで含まれているのを発見する。上はキッチナー英元帥から、日進、春日を巡航して来た海軍士官や或いは日清、日露両戦役に覬戦した士官に及ぶまで多種多様な軍人が参内謁見してい

る。明治初年は政府のお備い外国人も数多いが、その着任、離任に謁見がなされて、それは一二〇人の上つてゐる。外国政府関係者も一〇五人が謁見しているが、この中には、アメリカのグラント前大統領やタフト陸軍長官、フォスター國務長官などの要人が含まれている。民間人の数は最も少いが、それでも七八人ある。それには、鉄道王ハリマン、アームストロング、ウィッカース、クルップなど重工業会社関係の実業家、大学教授、タイムス通信員などの新聞記者、赤十字、救世軍関係者から、ベルのような発明家、探險家など豊富な顔ぶれが見られるのである。その層の広いことは今日の思いも及ばぬほどである。この明治天皇の個人的カリスマを強調しすぎることは問題であるとしても、僅か半世紀足らずで、日本帝国の最盛期を迎えたことには、開国和親を外国交際において天皇親ら実践されたことが、与つて力あつたといつてよいのではなからうか。

この文脈において無視出来ないのは、皇室自らの外国王室との交流、儀礼訪問の意義である。明治三年の華頂宮の外国訪問以来皇族の外国留学訪問は、次第に定着して来るのであるが、大正年代に入つて遂に皇太子親らの御訪歐の実現を見るに至るのである。この御渡欧問題について、外務省百年史は、「日本外交年鑑」(昭和十八年発行)からの引用として、信夫淳平博士の稿に成るといわれる筆致で、「事は、露関外務省史や国家の外交に直接の關係すしとは云へ、又何ら政治的意義を帯ぶる所あらざりしとは云へ、間接にわが国交上甚大の効果を寄与せられたるものとして、今上陛下の尚皇儲の宮に在しませる折の欧州御見学」をとりあげている。

この大正十年の皇太子御外遊の目的は、第一に「殿下御自身の御見学にあつた」だけでなく、第二に、「各国の元首並に國民と、我が皇室並に我が國民との相互の親誼を増進する最高の使命が含まれて」居り、第三に、「今回の御外遊は、外國人をして、殿下の举措、御態度を通じて、現代の眞の日本を諒解せしめた」ことにあつたのである。⁽⁵⁾戦後の今日とちがひ、大正時代の御外遊は非常な重大な意義をもつていた。それは実に一大冒険であつた。その結果として、天皇の世界觀が広めら

れ、西欧に対する認識が高められたことが、太平洋戦争終戦決定の聖断の底流になつていゝと見られはしないであらうか。英国側を見てもすでに明治時代、後年キング・ジョージ五世が、プリンス時代に少尉候補生として東洋巡遊の際来日されたことがあつた。⁽⁶⁾ パッキンガム宮殿で催された公式晩餐会において、皇帝がなされたスピーチには左の一節がある。

(前略)「日本國ノ皇儲ガ、其ノ本國ヲ離レテ外遊セラレタ此ノ史上未曾有ノ機會ニオイテ、日本國皇帝陛下ガ其ノ皇長子ヲ我が國ニ來ラシメ、以テ朕等ニ致サレタ顯著ナ礼節ハ、深ク之ヲ尊重致シマス。我が國民カラ之ヲ見タナラ、殿下ノ訪問ハ地勢、政治ノ來歴、及ビ國民ノ理想ニオイテ、互ニ近似シテ居ル西島帝國ノ久シク結合シテ來タ友誼ノ徵証デアリマス。朕ハ殿下ヲ歡迎スル此ノ時ヲ好機トシテ、殿下ガ代表セラレル偉大ナ貴國民ニ對シテ、朕ノ懐ケル崇敬ノ念ヲ表スト共ニ、我が同盟國ノ誠実ナ援助ト、大戦中ニ於ケル日本陸海軍ノ勇敢ナ行動トヲ、感謝スルノデアリマス。ヤガテ貴我兩國ノ親善ナ協力ハ、世界ノ平和ヲ維持スルニ欠クベカラザル要素ノ一タルベキ確信ヲ、重ネテ茲に聲明シマス。(中略)

回顧スレバ、朕ガ殿下ヨリモ年少ノ時代ニ、明姫ナ日本ヲ訪問シテ以來、既ニ多年ヲ經過シマシタ。曾テ日本ヲ訪問シタ者ハ、誰デモ日本ヲ忘レルコトガ出来ナイノデアリマスガ、朕モ亦新日本ノ榮譽ト其ノ名ヲ齊シウセラレル叙明ナ明治天皇及ビ日本國民ガ、我が皇兄及ビ朕ニ与ヘラレタ懇篤ナ待遇ヲ忘レルコトハ出来マセヌ。今ヤ其ノ皇孫ヲ我が國ニ迎ヘテ、朕ノ曾テ受ケタ歡待ニ報イルベキ機會ヲ捕ヘ得タコトハ、洵ニ欣幸ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

朕ノ皇室中、最モ日本ノ國ヲ熟知スルモノハアーサー、オブ、コンノート親王デアリマス。親王ハ目下南アフリカニアツテ、本夕此ノ席ニ列スルコトガ出来ナイノハ、最モ遺憾トスル所デアリマセウ。親王ハ皇帝ノ代表者トシテ、三回マデ日本國ニ赴キ、其ノ度ヲ重ネルニ從ツテ日本ノ歡待ト、同國ノ偉大トニ對シテ、益々深い印象ヲ齎ラシテ歸リマレタ⁽⁷⁾ (後略)

右に対する「我が東宮殿下の御答辭」は次の一節がある。

(前略)「今回歐洲見學旅行ノ第一歩ニオイテ、風光明媚ナ貴國ヲ訪問スルコトノ出来タノハ、予ノ最モ欣快トスル所デアリマシテ、日本ニ對スル貴國ノ不変ノ友情及ビ交誼ハ、日本國民全体ノ深ク多トスル所デアリマス。日英兩同盟國間ニ存スル親交關係ハ、善ク時勢ノ試練ニ堪ヘテ、陛下ガ只今ノ御言葉ノ如ク、今後モ世界ノ平和ヲ維持スル要素トシテ、永ク持續セラレルコトハ、予ノ最モ満足ス

ル所デアリマス」。(後略)⁽⁸⁾

帰国されて後の「東宮殿下御詞」の中にはまた、

(前略)「予ノ欧洲諸国ヲ歴訪スルヤ、諸国ノ元首並ニ官民ハ均シク真摯敦篤ナル誠意ヲ披瀝シテ、歓待至ラザル所ナク、之ニ因テ短期日月間ニ多方面ノ事物ヲ視察スルヲ得タルハ、予ノ幸福トスル所ナルガ、歴訪諸国ノ歓待ハ蓋シ予ニ対スル厚意ノ表現ニ止ラズ、實ニ我ガ国民ニ対スル友情ノ発露ナリ。予ハ此ノ機会ヲ以テ、国民ト共に深厚ナル感謝ノ意ヲ表セザル可ラズ」(以下略)⁽⁹⁾

という一節があるが、その延長線上に位して、その精華を見たのが、最近の天皇皇后両陛下御訪欧であり、その反応が、一九七五年のハイライトたるエリザベス女王の来日であろう。

元来、君主社交制はヨーロッパの伝統であるが、とりわけ、英国では王族が海外を訪問することによつて、国際親善の実をあげるのに努めている。勿論宮廷外交だけで国家間の親善友好関係が促進されるものでないにせよ、最近の事例に見られるように、かかる訪問外交の成果は卒直に認めなければならないであろう。明治二年の英王子来日も、この形でとらえられるのであつて、これに対して日本が大歓迎したことが日英友好関係樹立の隅石となつたのである。日英同盟の成立には、様々な国際的要因が働いたのであるが、日本側では明治天皇の英断から最終決定がなされたこと、⁽¹⁰⁾英国側では対日信頼接近の起点として、この明治二年の英王子が来朝したことも無視できないところであろう。英国側からは、コンノート殿下の訪日は三回に及び、大正十年には、プリンス・オブ・ウェールズの来日を見ているが、宮廷を通じての日英親善の絆がいかにつよかつたかは、英国でガーター勲章が非キリスト教に与えられるとしたならば、それはまず第一に日本皇帝たるべきであるとされたのでも判るであらう。⁽¹¹⁾

しかしながら、その反面において、明治二年の先例に露呈された日本外交の体質的欠陥もまた看過出来ないところである。欧米先進国にインフエリオリティ・コンプレックスをもつ明治政府は、卑屈なまでに英国の意を迎え、法外な出費を敢て辞さなかつた。それは、英国の経済外交に奉仕して、莫大な利益を英国に与えたのである。それには、対外的に虚威を張つてまで、自己を誇大誇示しようとする旧来の風習の然らしむるところとはいへ、豪華きわまる款待優遇は目に余るものがあつた。明治初期の明治財政事情からは、身を切つて出したというほかない犠牲を払つたのである。日本の外資優遇は度を越えていた。それは英国側も認めていたところである。⁽¹²⁾ 明治時代外国貴賓を迎えるに當つての超優遇はまさに行きすぎであつた。⁽¹³⁾ 外国王族とあれば招かれざる客まで招くという弊風すら見られ、その効果頗る疑わしきにも拘らず、非常な大款待を行つたのである。⁽¹⁴⁾ 明治時代の皇室は、豪華な進贈品を外国に呈するのをつねとし、また惜しげなく王族には大勲位菊花綬章などを贈り、多くの来朝外国人には勲一等旭日章などを与えたのであつた。⁽¹⁵⁾ このようにまで優遇すること、却て卑屈に墮するに拘らず、明治時代には、これが通用していたのである。

明治宮廷外交は、明治二年の英王子来朝を機に誕生し、それは日本帝国の盛衰過程に伴つて成長して来た。太平洋戦争の敗北は、この宮廷外交に終止符を打つたかに見えたが、それはまた徐々に復活し、遂に先年の天皇后兩陛下の外国御訪問にいみじくも開花したのである。わが国において天皇制が存続する限り、それは体質的に温存されるであらう。

(一九七七・九・三〇)

(一) 宮中関係の儀典外交も、外務省外交官の支持があつてはじめて可能であることはいうまでもないが、しかし、外務省がすべてそれをかかえこむことには問題がある。こゝに明治一二年、外務大臣から次の如き申進がなされるに至つたのである。

甲第七号

太政大臣三条實美殿 外務卿寺島宗則

独逸国伊太利国皇族米利堅前大統領米航ニ付接伴掛被 仰付度義上申

本年三四月ノ際独逸国及伊太利国皇族可相成 米利堅前大統領グラント氏は又米航之趣ニ付テハ 右接伴ノ儀各省在職ノ向ハ 何レモ担任ノ事務繁劇ニ

テ 右等ノ貴客ニ対シ百事注意款晤ヲ尽シ候事行届兼候儀之如 各国於テハ 右等之節ハ 貴族ヨリ特別ノ接伴職ヲ命シ 諸事取扱候儀ニ候ヘハ 本邦
於テモ 麁香ノ間語華族之内 外交ニ熟練之輩御人撰接伴掛被 仰付 右貴客逗留中周旋鑿応之義担当相成候様致度 此段及上申候也

十二年一月廿日

引続いて三月二日寺島より三条宛に左記の上申がなされている。

甲第三拾巻号 外国貴賓接待方之儀」

(前略)「二体各国君主或ハ其宗族相往来款治之儀ヲ尽シ候ハ 政府交際ノ事務トハ自ラ區別有之儀ニ付 御国ニテモ今般ノ御接遇方ハ宮内省ニテ御仕
向ノ躰裁ニ仕成シ候方可然ト相考候 勿論今ヨリ新ニ同省ニ担当取扱候テハ諸事不便ニ可有之候ニ付；取調ヘ方ハ惣テ当省ニテ仕出シ 宮内省協議ノ上
外面ニ対シ候処ハ 専ラ宮内省ニテ引受御接遇相成候ニ仕成シ度候」(以下略)

(2) この数字は、明治天皇紀の中から集計したものである。

(3) 明治時代だけで、外国王族、高官に對して大勲位菊花大綬章か五六も贈られている。これは日本人に對しては、昭和五二年まで二三(内皇族一六、
他は七)しか授与されていないのに較べると、非常な数である。

(4) 外務省の百年 上 七五七頁。

(5) 二荒芳徳・沢田節蔵著 皇太子殿下御外遊記一、二頁。

(6) Harold Nicolson, King George V London 1962, p. 21.

(7) 二荒・沢田前掲書二二二頁、二二四頁。

(8) 同二二六頁。

(9) 同巻頭。

(10) 外務省蔵版 小村外交史 上 二八三頁。

(11) Philip Magus, King Edward the Seventh, John Murray, London 1964, p. 304.

(12) 明治一四年英女王維多利亞クトリア親王及ジョージンニールズ親王の訪日について、明治十四年八月九日附「英國皇孫渡來ノ儀ニ付森公使ヨリノ電
報」の中では、「Queen wishes no state reception no too many reception for two English Princes」とあるが、それは従來の日本款待
がいかに行過ぎであつたか、そのため、英國側が國賓待遇を遠慮していたのを示している。

(13) ロシア皇帝第三子アレキシスアレキサンドロウイチの場合は、英王子の場合と同様に、海軍々人としての巡航の途次、日本寄港が伝えられ、ヨロ
ッパでは王族としての待遇が与えられなかつたのに、アメリカで歓迎を受けたという報知に接するや、これに對しても公式訪問として大款待がなされる
ことになつた。このとき、ロシア公使館には何等の正式ルートから親王訪問が伝えられていなかつたのに、わが國は、これを正式款待した。また、翌六

年のイタリアの場合は、イタリア皇帝の甥ジック・ド・ジュロフがやはり軍艦に乗組んで来たのをイタリア公使館の方から正式訪問にもち込んで来たのを見て、いかに日本の外賓優遇がすでに外国では評判になつていたかを示している。

(14) 明治十二年の独皇孫ハインリッヒの来日がその適例であつて、約一年にわたつて日本近海を軍艦で遊弋し、箱館からウラジオストックまで往復するというのに、国賓待遇を与え、大勲位旭日章が与えられている。しかもその傍若無人ぶりは大阪府吹田では禁猟区で人民と紛争を起し、そのため公務を執行した巡査が免職に付され、和歌山県では無断上陸して失火するなど不祥事件まで起しているのである。

(15) 大勲位菊花大綬章の如きは大国の王族ないしは独宰相ビスマルクなどの如きに対して与えられるのは当然としても、この五六にも上る蓋発は、外国王族で来朝がありさえすれば与えられたことを示している。また二百に及ぶ勲一等旭日章は、軍人では大將クラス、文官では大臣、少くとも次官クラスに与えられるならばとかく、外国軍人では侍従武官、文官では参事官、局長クラスにすら授与されているのである。

(16) 戦後には、明治時代の如き過度の款待優遇はなされなくなり、その交際には各国との相互主義に基き適正規準に従つて行われるに至つている。

〔後記〕 本稿の基礎になつたのは、外務省外交史料館所蔵「外国貴賓訪問雜件英国ジュクエトウインブルグ親王来朝之件」二巻である。この部厚いファイルは、その殆んどが旧書体の文書から成り、本稿の引用はすべて直接それによつたため、その解説は筆者に頗る困難であつたが、外交史料館の方々、とりわけ田中正弘氏に御親切な御高示に与つた。この関係資料の検索に當つては同館の栗原健、戸川雪江、波多野澄雄の諸氏に御厄介になつた。なお、宮廷外交諸般については、外国貴賓接伴員として経験豊かな中川融、斎藤鎮男の両氏から貴重な御示教を頂いた。また英国からは、塾大学院博士課程の井上勇一君を通じて、ロンドン大学(L・S・E)のI・ニッシュ博士に關係資料を急送して頂いた。こゝに以上の方々々に心から感謝する次第である。